

堺市国土強靱化地域計画

【令和 2 年度進捗状況】

令和 5 年 2 月

堺 市

はじめに

- 「堺市国土強靱化地域計画」は、国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ＝災害に強い堺市」と「速やかに回復するしなやかさ＝災害から素早く立ち直る堺市」をつくることを目標に「強靱な堺市」をつくりあげるための取組をまとめた計画で、平成 29 年 2 月に策定しました。
- 本計画では、「計画の推進と見直し」として、進捗状況を「堺市防災対策推進本部会議」において点検を行い、毎年度、PDCA サイクルに基づき、必要に応じて取組の見直しを行うこととしています。
- 今回は、令和 4 年 3 月に改訂を行った計画ではなく、改訂前の旧計画における令和 3 年 3 月時点の各施策の進捗状況を評価したものです。

堺市国土強靱化地域計画の進捗について

- 国の「国土強靱化アクションプラン」の統合進捗指数による管理方法を導入し、本計画の全 124 の施策について進捗を客観的に把握し、25 の「起こしてはならない最悪の事態ごと」に集約したものを「統合進捗指数」として評価しました。また、本計画を策定した際に「具体的な取組」として抜粋した主な施策について、取組内容をまとめています。
- 下記のとおり、本計画の進捗を評価するための指数を算出しました。今回の調査年度は、令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月の期間です。

統合進捗指数（整備率、耐震化率、業務実施回数、訓練実施回数等）

◇統合進捗指数（IPI）＝現状の達成度（IPI①）＋調査年度内の進捗率（IPI②）

ア、現状の達成度（IPI①）＝現状／目標値×100×1/2

※目標に対し、「現在、取組がどこまで進んでいるか」を示す指数

イ、調査年度内の進捗率（IPI②）＝（今年度－初期値／目標値－初期値）×100×1/2

※目標に対し、「調査年度内に、どれだけ取組を進められたか」を示す指数

- 統合進捗指数は、現状の達成度（50）と調査年度内の進捗率（50）を同等に評価し、計画期間内に目標が達成されれば、100 となるように設定されています。

【評価】

- 今回の評価（進捗状況一覧表）では、調査年度内の進捗率 IPI②（計画期間内の達成度）の数値は、令和 2 年度は 28～50 で、令和元年度と比較すると、全体的に数値の低下がみられません。
- 現状の達成度（IPI①）は、完了値 50 で全体の平均が 38、統合進捗指数（IPI）は、完了値 100 で平均は 72 となっており、令和元年度と比較すると、やや数値の低下がみられます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による社会情勢の大きな変化によるものが多数みられ、ソフト面の数値の低下の主な要因ですが、ハード面の整備は目標達成に向けて着実に進んでいます。

今後の取組

- 本計画の対象リスクは、本市に甚大な影響を及ぼすことが懸念されている上町断層帯地震、南海トラフ巨大地震となっていますが、近年の全国や本市の風水害被害を踏まえ、大和川の氾濫をはじめとする河川氾濫、土砂災害また、高潮による浸水想定についても自然災害リスクとして追加し、本市における「起こしてはならない最悪の事態と脆弱性評価」の見直しのため、令和3年度に改訂を行います。
- 計画改定時には堺市の総合計画である「堺市基本計画 2025」とも整合性を図り、施策を検討・推進した内容とします。
- 「各施策及び指標」の改定に伴い、統合進捗指数を用いた進捗管理方法を廃止し、令和3年度以降の進捗管理については市民に分かりやすい形に評価方法を見直します。

**堺市国土強靱化地域計画における
起こしてはならない最悪の事態と脆弱性評価(進捗状況一覧表)**

国の国土強靱化基本計画にある45の「起こしてはならない最悪の事態」を踏まえ、本市では25の「起こしてはならない最悪の事態」を「事前に備えるべき目標」としている。その目標ごとに進捗状況を定量的に評価し進捗状況を管理する。

事前に備えるべき目標			起こしてはならない最悪の事態(25項目)														
			<H29>			<H30>			<R1>			<R2>					
			IPI①	IPI②	IPI	IPI①	IPI②	IPI	IPI①	IPI②	IPI	IPI①	IPI②	IPI			
災害に強い堺市をつくる	I 被害の発生を抑制する	1 人命の保護が最大限図られる	1-1 民間建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	40	29	69	42	29	71	43	35	78	42	36	78		
			1-2 大規模津波による死者の発生	46	39	85	47	41	88	49	47	96	46	44	90		
		2 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る	2-1 土木施設、ライフライン等の都市基盤施設の甚大な被害の発生	42	31	73	46	29	75	45	41	86	43	29	72		
			2-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	38	28	66	45	45	90	46	42	88	42	36	78		
			2-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止	42	37	79	45	36	81	48	47	95	47	40	87		
			3 消火・救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	3-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による消火・救助・救急活動等の絶対的不足	41	36	77	46	43	89	43	41	84	34	31	65	
	II 被害の拡大を抑制する	3 3-2 医療施設及び関係者の絶対的不足、医療機能の麻痺	3-2 医療施設及び関係者の絶対的不足、医療機能の麻痺	33	29	62	42	36	78	41	36	77	38	31	69		
			3-3 疫病・感染症等の大規模発生	37	36	73	39	25	64	44	43	87	44	34	78		
			4 制御不能な二次災害を発生させない	4-1 ため池の損壊や農地の荒廃による被害の拡大	34	25	59	34	34	68	28	28	56	28	28	56	
		4 4-2 有害物質等の大規模拡散・流出	4-2 有害物質等の大規模拡散・流出	50	50	100	50	50	100	50	50	100	29	25	54		
			4-3 風評被害等による経済等への甚大な影響	46	43	89	46	42	88	46	43	89	41	41	82		
			5 必要不可欠な行政機能を確保する	5-1 職員・施設の被災等による市役所の機能不全	30	29	59	34	33	67	39	38	76	41	40	81	
	III 迅速に判断・行動する	5 5-2 防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺	5-2 防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺	40	32	72	40	34	74	41	34	75	31	23	54		
			5-3 甚大な被害を受けた南大阪地域の市町村との相互応援体制が麻痺	42	40	82	45	43	88	50	50	100	25	25	50		
	堺市から素早く立ち直る	IV 安全・安心な避難生活を確保する	6 必要不可欠な情報通信機能を確保する	6-1 情報伝達の不備等で避難行動の遅れ等による死傷者の発生	41	39	80	41	38	79	48	46	94	45	45	90	
				7 安全・安心な避難生活を確保する	7-1 市民の防災意識の欠如による被害拡大	42	40	82	47	45	92	43	43	86	35	34	69
					7-2 大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足等	25	24	49	46	46	92	46	43	89	36	36	72
					7-3 劣悪な避難所運営等による災害関連死の発生	24	20	44	37	34	60	38	37	75	36	34	70
7-4 食料・飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止		37	22		59	38	27	65	44	39	83	45	37	82			
V 早期の復旧・復興と生活再建		8 経済活動を機能不全に陥らせない	8 8-1 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	8-1 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	50	50	100	50	50	100	49	49	98	32	29	61	
				8-2 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	42	33	75	46	31	77	45	42	87	43	30	73	
				9 地域社会・経済を迅速に再建・回復する	9-1 応急住宅対策の遅れによる避難所生活の長期化	42	34	76	45	40	85	44	42	86	26	25	51
					9-2 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延	24	22	46	30	29	59	31	30	61	31	30	61
		9-3 長期間にわたり学校等が再開されない事態	33		33	66	46	44	90	47	45	92	41	37	78		
		9-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	45		13	58	50	50	100	50	50	100	50	50	100		
		※IPI①＝現状の達成度、IPI②＝調査年度内の進捗率、IPI＝統合進捗指数			平均値												
				39	33	71	43	38	81	44	42	86	38	34	72		

令和2年度 取組内容

【事前に備えるべき目標】

1 人命の保護が最大限図られる

〔起きてはならない最悪の事態〕

1-1 民間建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

主な取組内容

令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

①住宅の耐震化の促進【建築都市局】

耐震改修補助金制度の継続及び拡充の検討などの費用軽減策やライフステージの変化に合わせた改修や空家活用支援策と連携した耐震改修の促進をはじめ、安心できる設計と確実な改修工事が実施される審査検査体制の整備、分譲マンションの耐震性能確認と耐震改修を進めます。加えて、新築や建替え、除却も踏まえ、住宅行政や建築行政全般及び様々な施策と共に耐震化率を共通目標にして、耐震化の推進に取り組みます。

○耐震改修を行う所有者に費用の一部を補助することにより、耐震改修工事を促進した。

○平成30年度より、危険なブロック塀の撤去等への補助を実施しており、令和2年度は撤去補助79件、撤去後のフェンス新設補助15件であった。

▶住宅の耐震化率 85.2% (R2) ⇒95% (R7)

※次回実績値算出時期は R7

⑧建築物の防火改修の促進【建築都市局】

建築物の耐震改修工事と同時に防火改修工事を行う住宅に対して、工事費用の補助を行います。

○準防火地域内における既存住宅の防火断熱改修工事に要する費用の一部を補助することにより、倒れにくく燃えにくいまちづくりを促進した。

○平成28年度より、耐震改修と同時に行う防火断熱改修については、防火断熱同時実施型耐震改修工事として申請可能となり、見積もり等事務負担の軽減に取り組んでいる。

○令和2年度の実績は1件であった。

⑫特別警戒区域内の住宅除却費用や区域外移転の支援【建築都市局】

土砂災害特別警戒区域内に指定前から存在する建築物に対し、所有者が除却・移転等を実施する費用の一部について補助を行います。

○土砂災害警戒区域内に指定前から存在する建築物に対し、所有者が除却・移転等を実施する費用の一部についての補助について、広報さかいへ掲載を行い、周知を図った。

⑬建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進【文化観光局】

文化財を災害から保護するため、所有者や国、大阪府と連携して、防災意識の高揚や防災設備等の整備を図ります。

○市指定有形文化財の防災設備（自動火災報知設備）保守点検に係る補助事業を推進した。

○定期的な文化財パトロールを実施したほか、必要に応じて（風水害時等）文化財各所のパトロールを実施した。

▶文化財パトロール 5回 (R2) 目標 11回

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

1 人命の保護が最大限図られる

〔起きてはならない最悪の事態〕

1 - 2 大規模津波による死者の発生

主な取組内容

①津波ハザードマップによる周知【危機管理室、区役所】

南海トラフ巨大地震による津波浸水想定や避難方法、事前準備（避難経路・目標の確認）を分かりやすく市民に伝えるため、津波ハザードマップを作成し、市民に広く周知します。



令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

○日常的に津波ハザードマップを掲載した区別防災マップを市政情報センターや各区市政情報コーナーで配架するだけでなく、民間企業の防災イベントや訓練の場において、直接市民に説明する場を設け、周知を図った。

▶区別防災マップによる周知 H29年度全戸配布
※参考：西除川及び東除川の想定最大規模降雨に対応したチラシの作成及び全戸配布実施

②津波率先避難等協力事業所の登録推進【危機管理室】

より多くの市民の早期避難行動につなげるため、事業所の従業員等が発災時に津波に関する正確な情報入手と的確で迅速な避難行動を率先して行い、周辺住民や避難経路沿道の市民へ避難行動を呼びかける津波率先避難等協力事業所の登録を促進します。



○令和2年度は新たに1つの事業所の登録を行った。また、地域住民との関わりを持ってもらうため、津波避難訓練にも参加してもらった。

▶登録事業所数 136事業所（H27）
⇒141事業所（R2）

③津波避難ビルの指定及び周知【危機管理室】

災害時要援護者や避難が遅れた方が緊急一時的に避難するための建物を津波避難ビルとして指定し、ホームページや津波ハザードマップ等を活用して市民への周知を進めます。



○令和元年度は新たに4施設を「津波避難ビル」として指定した。令和元年度末時点で145施設を指定し、区別防災マップやホームページへの掲載を行い、周知した。

▶津波避難ビル指定数
145施設（R1）⇒146施設（R2）
▶区別防災マップによる周知 H29年度全戸配布
R2年度各区役所へ配架

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

- 2 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る
〔起きてはならない最悪の事態〕

2-1 土木施設、ライフライン等の都市基盤施設の甚大な被害の発生

主な取組内容

令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

①緊急交通路等の橋りょう耐震強化事業の推進【建設局】

緊急交通路等に関する重要橋りょう 150 橋について、耐震化を推進します。



○令和2年度末までに重要橋りょう 150 橋のうち 146 橋の耐震化が完了し、耐震化率は 97% となった。

▶150 橋耐震化率

71% (H27) ⇒ 97% (R2) ⇒ 100% (R4)

④道路の新設、改良、拡幅【建設局】

道路は交通機能ばかりでなく電気・ガス・上下水道等の供給処理施設の収容機能、日照・通風・樹木等景観等の環境機能、消防活動の円滑化や延焼防止の防災機能等の諸機能を併せ持った最も基本的な都市基盤となる公共施設です。必要な道路の新設、既設道路の改良（拡幅・歩道設置等）、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保するとともに、全ての人や自転車、車が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進します。また、電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を同時に推進します。



○必要な道路の新設・既設道路の改良

市民からの要望に基づき、生活道路の新設、改良、拡幅を行う事業であり、関係者と協議をし、順次事業を実施した。

○道路のバリアフリー化整備

バリアフリー法に基づく、堺市バリアフリー道路特定事業計画により、令和2年度末に市内の重点整備地区における特定道路（L=47.8 km）の整備については、他事業関連を除き完了した。

⑦鉄道橋りょうの耐震強化の促進【建築都市局】

南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に、交通機能が寸断されないよう、緊急交通路と交差する鉄道橋りょうの橋脚の耐震化を促進します。



●南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に交通機関が寸断されないよう、緊急交通路と交差する鉄道橋りょうの橋脚の耐震化を促進し、平成28年3月に事業を完了した。

⑨ライフライン事業者との連携【危機管理室】

ライフラインの災害時における被害拡大防止、安定供給及び迅速な応急復旧を行うため、平常時からガス、電気、通信等のライフラインを管理する各事業者との情報交換や連携を進めます。



○ガス、電気、通信等のライフライン事業者と定期的に意見交換を行うとともに、堺市総合防災訓練の一部としてライフライン事業者によるライフライン復旧訓練を実施するなど、連携を進めている。

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

- 2 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る
〔起きてはならない最悪の事態〕

2-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止

主な取組内容

① 配水池の耐震補強の推進【上下水道局】

災害時における応急給水の確保及び、水道システムの中核としての機能確保のため、配水池の耐震補強を実施します。また、耐震補強が困難な施設では更新を行います。

令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

○配水池の耐震化工事を計画的に実施した。1池で運用している配水池を2池化することにより、安定給水の強化を行う。配水池に緊急遮断弁及び、応急給水施設を設置することにより、災害時における応急給水の確保を図る。

○令和2年度は以下の工事の施工を開始した。

- ・家原寺配水場配水池更新工事
(R2~R6完了)

▶配水池の耐震化率

75.0% (H27) ⇒ 77.4% (R2) ⇒ 84.4% (R7)

② 上水道の耐震管路網の整備【上下水道局】

災害時の管路破損等を防止し、給水機能を確保するために、経年劣化した配水支管(Φ300mm以下)を22km/年更新、耐震化し、幹線管(Φ350mm以上)は、管体腐食度進行度評価等に基づき計画的に更新することで、平成37年度末の管路耐震化率は33.8%をめざします。

○災害時の管路破損等を防止し、給水機能を確保するために、令和2年度は、経年劣化した配水支管を、28.6km更新した(5.3km(R1繰越)+23.3km(R2))。なお、水道幹線管路腐食進行度評価結果に基づき、幹線管を2.5km更新した(R2)(1.0km(R1繰越)+1.5km(R2))。

▶全水道管路耐震化率

22.8% (H27) ⇒ 29.1% (R2) ⇒ 33.8% (R7)

③ 管路の多重化等のバックアップ機能の強化【上下水道局】

管路更新の時には、ループ化や他の系統からの応援給水を考慮し整備を行うことや災害等の緊急時に隣接市から応援給水が可能な緊急連絡管の整備を進めることで、バックアップ機能を強化します。

●近隣事業者と水道施設損傷等事故時に水道水を融通できるように、緊急連絡管の整備を行った。

▶緊急連絡管整備箇所数

9ヶ所 (H27) ⇒ 13ヶ所 (R2) ⇒ 13ヶ所* (R7)

※2ヶ所の緊急連絡管について調査した結果、水圧の不足などにより、設置できないことが判明したため、設置計画を15ヶ所から13ヶ所に見直した。

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

主な取組内容

⑨送水管、配水幹線管へのあんしん給水栓の維持管理等【上下水道局】

災害時に管路が被害を受け給水機能が停止したときに、その復旧までの間比較的被害を受けにくい大口径管路を利用して、市民に生活用・医療用の緊急用水を供給する施設である、あんしん給水栓について、維持管理を継続的に行います。また、災害時に応急給水活動を円滑に実施するために、給水拠点を整備します。



令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

○給水拠点の整備

災害時に応急給水可能な応急給水拠点を整備するもの。

令和2年度は以下の給水拠点（基地）を運用する。

- ・晴美台配水場 15池（1か所）
- ・岩室高地配水池（1ヶ所）

○あんしん給水栓の維持管理

堺市内のあんしん給水栓46か所（堺市設置12か所、大阪広域水道企業団設置34か所）の点検を計画的に実施した。点検内容は設備の環境調査のほか、給水口から出る水の残留塩素濃度の確認等を行っている。

令和2年度は18か所（堺市設置6か所、大阪広域水道企業団設置12か所）の点検を実施した。

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

- 2 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る
〔起きてはならない最悪の事態〕

2-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

主な取組内容

① 下水道建設構造物の改築・更新時の耐震診断・補強【上下水道局】

既存の下水処理場・下水ポンプ場に対して耐震診断を行い、耐震性能を把握するとともに、大規模な地震に耐え得る耐震性能を保持していない主要な施設に対して耐震補強を実施します。



令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

○既存の水再生センター・ポンプ場において、耐震診断を実施し、耐震性能を把握するとともに、大規模な地震に耐えうる耐震性能を確保していない主要な施設に対し、耐震化を推進している。

▶耐震化率（処理場・ポンプ場の建築物）

77.3% (H27) ⇒97.6% (H30) ⇒97.6% (R1)
⇒**100% (R2)**

○大阪府知事より平成25年8月に公表された津波浸水想定に基づき、既存の水再生センター・ポンプ場の津波浸水レベルを設定し、対策の必要な施設の選定及び対策方法の検討を行い、優先度の高い施設から対策を推進する。

・三宝水再生センター高段ポンプ棟ほか耐津波補強工事【完成】

・石津水再生センター特高自家発棟耐津波補強工事【完成】

② 下水道処理施設の設備類の耐震化【上下水道局】

被災時においても施設の機能を保持できるように、改築更新事業に併せて設備類の耐震化を推進します。



●下水道処理施設の設備類の耐震化については、平成27年度以前から実施しており、現在耐震化は完了している。

③ 既設下水管の耐震補強【上下水道局】

大規模地震により管路施設の機能が損壊されると汚水、雨水が市街地内に滞留し、都市機能や環境衛生に大きな打撃を与えることがあります。そのため、災害時においても公衆衛生の保全、浸水被害の防除、トイレの使用の確保、応急対策活動の確保という下水道が最低限有すべき機能が確保できるよう既設下水管の耐震補強を実施します。



○令和2年度実績

（工事）耐震化工事 2件

▶重要な管きょ耐震対策率

79.5% (H27) ⇒97.6% (R02) ⇒97.7% (R03)

耐震性有と判定していた管きょの一部について、老朽管調査を行った結果、陶管などの耐震性の無い管きょが存在することが判明したことから、耐震対策率を見直した。引き続き、耐震化を推進していく。

【事前に備えるべき目標】

- 3 消火・救助・医療活動等が迅速に行われる
〔起きてはならない最悪の事態〕

3-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による消火・救助・救急活動等の絶対的不足

主な取組内容

① (仮称) 堺市総合防災センターの整備【消防局、
危機管理室】

本市内陸地域の防災拠点として、消防職員や消防団員の災害対応能力を向上するための高度訓練施設機能、自主防災組織や小中学生等の市民の訓練・啓発機能、災害用備蓄倉庫、災害時における緊急消防援助隊等の活動拠点や支援物資の配送拠点機能を備えた(仮称)堺市総合防災センターを整備します。



令和3年3月末時点の進捗状況(取組内容)

- 令和元年12月まで敷地造成外工事を実施。建築工事実施設計業務及び展示実施設計業務については、平成30年度に完了。
- また、平成30年度は各施設の活用方法について、具体的な検討を進めた。
- 令和元年度は施設を活用した市民への啓発内容、センターの備蓄倉庫への保管方法、消防との役割分担について検討を行った。
- 令和2年度から建物工事に着手し、令和3年9月の建物竣工に向け工事を進める。

② 自主防災組織の活動促進・支援【区役所、危機管理室】

災害時に地域住民が協力して避難、初期消火、救助、避難所運営等ができるよう、自主防災組織等が行う防災訓練の実施支援やリーダーとなる人材の育成など、自主防災活動の促進・支援を行います。



○区役所の主な取組

【西区役所】

- 西区自主防災委員会の事務局として、以下のとおり校区自主防災組織への活動支援を行った。
- ・校区自主防災組織が訓練や避難所運営の際に使用できる資器材の整備を行った。
- ・H29年度から防災リーダーの育成を目的に、地域の防災担当者を対象に消防と共同で「訓練指導員研修」を実施している。(令和2年度は単独開催)

◇危機管理室の主な取組

平成30年度から各校区自主防災組織の地区防災計画策定に向けた取組みを支援する「防災専門家派遣事業」を開始した。

【南区役所】

- 以下のとおり校区自主防災組織への活動支援を行った。
- ・地域の防災リーダー育成のため、防災訓練実施時には消防と共同し訓練指導者を対象にリーダー研修を事前に実施している。
- ・自主防災組織からの要請により防災訓練実施時には訓練参加に対し防災啓発講座を実施している。

主な取組内容

⑩小型動力ポンプの整備【消防局】

上町断層による地震が発生した場合には、1日あたり最大169件の火災が想定されており、平常時の隊編成では多くの火災の対応ができない危険性があるため、地震発生時、参集した消防職員が1件でも多くの火災に対応ができるよう、小型動力ポンプの増強整備を推進します。



令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

- 地震による炎上火災最大想定数169件（上町断層帯地震）に対応すべく、小型動力ポンプを年度ごとに増強整備している。現状は以下のとおり。
 - ・公設消防（ポンプ積載消防車両60台、小型動力ポンプ38台）計98台
 - ・堺市美原消防団（消防ポンプ車3台、小型動力ポンプ3台）計6台
 - ・高石消防団（消防ポンプ車1台、小型動力ポンプ3台）計4台
 - ・平成21年度当時、未対応となる火災93件（当時数）を半減化（47台の小型動力ポンプを増強）することを目標とし、合計61台の整備計画を立て現在44台を配備している。
 - ・現在の火災1隊対応の考えでの火災対応率約63.9%（108隊/169件）

⑬ため池防災ネットワーク水路整備事業【産業振興局】

地区の自治会や水利組合との協働により、ため池の持つ多面的機能の一つ『利水』に着目し、池下流にある農業用水路にゲートや角落としを設置し、ため池の水を火災などの災害時の防火用水などに利用する「ため池防災ネットワーク水路」の整備を行います。



- 平成29年度以前に2地区で実施したが、既存の農業用水路で現状の施設を活用することにより、一定同等程度に消火用水を利用することができるため、今後の当事業の在り方について引き続き検討を行った。

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

- 3 消火・救助・医療活動等が迅速に行われる
〔起きてはならない最悪の事態〕

3-2 医療施設及び関係者の絶対的不足、医療機能の麻痺

主な取組内容

令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

①医療関係機関相互の連携強化・健康危機管理対策の充実【健康福祉局、堺市立総合医療センター】
災害拠点病院としての堺市立総合医療センターを中心とした医療関係機関等の連携を強化するとともに、医療従事者、医療機材、医薬品の確保など救急救護体制を整備します。また、保健所を中心として生活衛生や感染症等の健康危機管理対策を推進します。



○災害拠点病院である堺市立総合医療センターが主導的な役割を果たし、堺市医師会をはじめとした関係機関とともに堺地域災害医療救護対策協議会が平成29年に設立された。当該協議会には、本市職員がオブザーバーとして参加し、地域医療機関との災害時における医療連携体制について情報共有を行った。

2-2-3 避難所等への給水ルートの耐震化等【上下水道局】

平成37年度末の避難所等への給水ルートの耐震化率92%をめざして、優先的に管路耐震化を進めることで、必要な耐震管路網を構築し、災害時における指定避難所・医療施設等への給水ルートの早期確保を図ります。また、小学校を対象とし災害時給水栓を設置します。



○令和7年度末の避難所等への給水ルートの耐震化率100%をめざして、優先的に管路耐震化を進めることで、必要な耐震管路網を構築し、災害時における指定避難所・医療施設等への給水ルートの確保を進めた。また、小学校を対象とした災害時給水栓を設置した。令和3年度からは災害対応に従事する職員向けに、各区役所にも設置を始める。令和2年度は、17か所の災害時給水栓を設置した。

▶避難所等への給水ルートの耐震化率

59% (H27) ⇒85% (R2) ⇒100% (R7)

▶災害時給水栓設置数

0か所 (H27) ⇒75か所 (R2) ⇒100か所 (R4)

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

主な取組内容

②災害時医療体制の整備【健康福祉局】

以下に挙げる災害時の医療救護活動が、迅速かつ適切に行えるような災害時医療体制の整備を行います。

- ・医療情報連絡員による負傷者の数、病院・診療所（救急告示病院・透析診療所）の被害調査
- ・医師会・歯科医師会・薬剤師会への協力・出動要請
- ・救護班・救護所の検討・設置
 - > 拠点救護所の開設（急病診療センター等2箇所）
 - > 臨時救護所の設置（各中学校43箇所）
 - > 医療器材及び医薬品の配備
 - > 各避難所等において臨時救護所開設の周知



令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

○避難所及び救護所における医療救護活動を円滑に実施するため、堺市医師会、堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会、堺市薬剤師会と「災害時における医療救護活動に関する協定」を平成29年11月30日に締結した。内容の確認を行い、令和2年4月1日に更新した。

④緊急医療班及び医療ボランティア等の受入体制の整備【健康福祉局】

以下に挙げる緊急医療班及び医療ボランティア等の要請及び受入れが円滑に実施できる体制の整備に努め、堺市医師会や他の医療機関等との効果的で効率的な連携体制を確立します。

- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会への迅速な協力要請
- ・救護班の派遣依頼
- ・救護所等の設置及び医師会会員の救護所への参集体制の確認
- ・救護班の受入調整及び受入リスト（派遣元、配置先、救護班員、診療科目、携行品等）の作成
- ・救護所での必要物品の確保
- ・救護班の交通手段・食料・宿舎の確保



○避難所及び救護所における医療救護活動を円滑に実施するため、堺市医師会、堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会、堺市薬剤師会と「災害時における医療救護活動に関する協定」を平成29年11月30日に締結した。内容の確認を行い、令和2年4月1日に更新した。

○（仮称）災害時医療救護活動マニュアルの素案を策定した。今後は庁内調整を経て、関係団体への調整に入る。

3-1-5 市民自身による救命活動の促進【消防局】

市民の皆様や事業所等を対象として、家族等の救命活動を市民自ら行えるように、心肺蘇生やAEDの使い方、けがの手当など、応急手当講習を推進します。



○応急手当に関する講習の実施

心肺蘇生法や止血、固定などの応急手当を習得するための各種講習を年間受講者数1万人を目標に実施した。講習は個人からの申込みに対しては消防局での定期開催講習を、団体からの申込みに対しては講師を派遣する派遣型講習を実施している。

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

- 3 消火・救助・医療活動等が迅速に行われる
〔起きてはならない最悪の事態〕

3-3 疾病・感染症等の大規模発生

主な取組内容

令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

2-3-1 下水道建設構造物の改築・更新時の耐震診断・補強【上下水道局】

既存の下水処理場・下水ポンプ場に対して耐震診断を行い、耐震性能を把握するとともに、大規模な地震に耐え得る耐震性能を保持していない主要な施設に対して耐震補強を実施します。

○既存の水再生センター・ポンプ場において、耐震診断を実施し、耐震性能を把握するとともに、大規模な地震に耐えうる耐震性能を確保していない主要な施設に対し、耐震化を推進している。

▶耐震化率（処理場・ポンプ場の建築物）

77.3%（H27）⇒97.6%（H30）⇒97.6%（R1）

⇒100%（R2）

○大阪府知事より平成25年8月に公表された津波浸水想定に基づき、既存の水再生センター・ポンプ場の津波浸水レベルを設定し、対策の必要な施設の選定及び対策方法の検討を行い、優先度の高い施設から対策を推進する。

・三宝水再生センター高段ポンプ棟ほか耐津波補強工事【完成】

・石津水再生センター特高自家発棟耐津波補強工事【完成】



2-3-2 下水道処理施設の設備類の耐震化【上下水道局】

被災時においても施設の機能を保持できるように、改築更新事業に併せて設備類の耐震化を推進します。

●下水道処理施設の設備類の耐震化については、平成27年度以前から実施しており、現在耐震化は完了している。



2-3-3 既設下水管の耐震補強【上下水道局】

大規模地震により管路施設の機能が損壊されると汚水、雨水が市街地内に滞留し、都市機能や環境衛生に大きな打撃を与えることがあります。そのため、災害時においても公衆衛生の保全、浸水被害の防除、トイレの使用の確保、応急対策活動の確保という下水道が最低限有すべき機能が確保できるよう既設下水管の耐震補強を実施します。

○令和2年度実績

（工事）耐震化工事 2件

▶重要な管きょ耐震対策率

79.5%（H27）⇒97.6%（R02）⇒97.7%（R03）

耐震性有と判定していた管きょの一部について、老朽管調査を行った結果、陶管などの耐震性の無い管きょが存在することが判明したことから、耐震対策率を見直した。引き続き、耐震化を推進していく。



【事前に備えるべき目標】

- 4 制御不能な二次災害を発生させない
〔起きてはならない最悪の事態〕

4-1 ため池の損壊や農地の荒廃による被害の拡大

主な取組内容

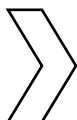
令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

①地震防災上必要なため池の計画的整備【産業振興局】
ため池の堤体崩壊により、下流域の人家・農業施設・公共施設等に甚大な被害を及ぼす恐れがあるため、損傷・変形を受けても貯水機能を保持し、下流域の二次災害を防止するため、管理者や関係機関との協議・調整を行い、順次計画的な耐震化整備を推進します。



○下流域への影響度の高いため池より大阪府営事業によるため池耐震診断を令和2年度は14ヶ所実施した。今後は、診断結果をもとに計画的に耐震化を進めていく。

②市街地及びその周辺の農地の適切な保全・活用【産業振興局】
市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担うことから、防災協力農地登録制度を適切に活用することで、オープンスペースの確保を図ります。



○市や農業委員会、農業協同組合の広報誌のほか、各区役所やJA支所等へのチラシの配架、農家対象の研修会等の際に周知を図るなど、登録するように働きかけているが、登録農地の転用などにより増加していない状態である。

▶防災協力農地面積
8.1 ha (R元) ⇒ 8.0 ha (R2)

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

- 4 制御不能な二次災害を発生させない
〔起きてはならない最悪の事態〕

4 - 2 有害物質等の大規模拡散・流出

主な取組内容

令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

①事業所からの管理化学物質の流出防止に対する推進【環境局】

大規模災害発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出を防止するため、「大阪府化学物質管理適正指針」に基づき、一定規模以上の事業者に対して、化学物質の管理計画書の提出を義務化し、大規模災害発生時の環境リスクの低減を促進します。



○「大阪府化学物質管理適正指針」に基づき、一定規模以上の事業者に対して、化学物質管理計画書の提出を義務化し、市内全ての対象事業者から提出されている。

②危険物災害予防対策の推進【消防局】

危険物施設を保有する事業所への立入りや講習会、研修会等の機会を捉え、関係者に対し保安教育を行い、自衛消防組織の充実強化を図り、各種訓練の実施を促進するとともに、消防関係法令の技術基準や規制の遵守を指導します。



○危険物施設の許認可申請時において、消防関係法令の遵守について指導した。また、危険物施設に対して年1回以上の定期査察を行い、危険物施設及び石油コンビナート等災害防止法に基づく防災資機材等の適切な維持管理と保安管理について指導するとともに、管内外の事故の教訓に基づき、安全対策指導を実施した。

そのほか、管内コンビナート地域事業所及び内陸事業所に対して、危険物事故事例共有研修会を開催し、事業所における自主保安体制の整備促進及び官民一体となった事故防止対策の推進を図った。

③工場や事業所の自主保安や防災体制の充実【産業振興局、消防局】

コンビナート災害等を防止するため、危険物や高圧ガス等の危険要因を有する工場や事業所の自主保安や防災体制の充実を促進します。



○石油コンビナート等災害防止法に規定される特定事業所等に対して立入検査を行うとともに、施設の耐震性強化など地震対策の推進を促した。

また、関係機関及び事業所と連携しながら、大阪府石油コンビナート等防災計画に示されている防災・減災対策を推進している。

そのほか、管内コンビナート地域事業所及び内陸事業所に対して、危険物事故事例共有研修会を開催し、事業所における自主保安体制の整備促進及び官民一体となった事故防止対策の推進を図った。

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

- 4 制御不能な二次災害を発生させない
〔起きてはならない最悪の事態〕

4 - 3 風評被害等による経済等への甚大な影響

主な取組内容

①ホームページ等による情報発信や報道機関への情報提供等の体制整備【市長公室】
要配慮者に配慮しながら、災害の状況、被災者に対する生活情報や応急活動の実施状況等の災害関連情報を市ホームページ等により迅速に発信し、また、報道機関にも定期的に発表できるよう体制を整えます。



令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

○災害の状況、被災者に対する生活情報や応急活動の実施状況等の災害関連情報を市ホームページ等により迅速に発信し、また、報道機関にもタイムリーに発表できるよう体制を整えている。
▶大規模災害時用ホームページ切替え訓練実施回数 1回/年【完了】

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

- 5 必要不可欠な行政機能を確保する
〔起きてはならない最悪の事態〕

5 - 1 職員・施設の被災等による市役所の機能不全

主な取組内容

②非常用電源設備の機能強化【総務局、区役所、上下水道局、消防局】

災害対応の中核となる市役所本庁舎、区役所、上下水道局庁舎、消防本部等は、非常用電源設備の増強や代替手法の検討など、機能強化を推進する。



令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

○消防局の取組み

消防局庁舎自家発電設備について、72時間稼働に必要な燃料を備蓄するため、令和2年度に地下タンク貯蔵所更新工事を行い完了した。

○上下水道局の取組み

上下水道局本庁舎の電力供給はガスコージェネレーションシステムで行われており、地震発生時に電力供給が停止しても庁舎の電力を供給が可能である。

家原寺配水場自家発電設備を更新し、配水管理センターへ電力供給する工事の施工を開始した。

（R2～R3完了）

被災時にも水再生センターの水処理機能を維持するため、自家発電設備を設置している。

④非常用電源設備等の燃料調達計画の作成・推進【危機管理室】

電源設備の増強、備蓄量の増大を全庁的に推進するには、導入及び維持管理に多大なコストを要するため、業界団体等との燃料調達に関する協定を締結するなど、燃料調達方法に関する具体的方策を検討します。



○平成30年3月策定の堺市災害時物資供給マニュアル「燃料編」に基づく災害時燃料供給訓練を近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練（令和2年11月5日）にて実施した。

⑦非常時優先業務の業務継続【危機管理室、各局、上下水道局】

災害時の行政機能が低下した状況下においても、業務継続計画に基づいて市が実施すべき重要業務を優先的に継続して行うことにより、市民生活等への影響を最小限に止めます。業務継続計画は、訓練等により抽出された問題点を踏まえて、継続的に改定、見直しを行います。



○令和2年度においては、コロナ禍において、上町断層帯地震が発生した場合の避難所開設などの初動体制について、各対策部、各区災害対策本部及び危機管理センターにおいて、情報の連携を行い課題の検証をするとともに、職員それぞれが有事の際の適切な行動や役割を認識することにより、今後の災害対策に活かすことを目的に令和3年1月15日に実施した。

○上下水道局では、年度当初に訓練計画を策定し、年間を通じて体系的に訓練を実施することで、課題の抽出を行い、各計画に反映している。

主な取組内容	令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）
<p>⑩職員用備蓄食糧等の確保【総務局、上下水道局】 大規模災害時の職員用の備蓄（飲料水及び食料）を確保し、災害対策本部等の機能確保と適切な災害応急活動の実施に備えます。</p>	<p>○総務局においては、平成29年度から令和元年度の3年間で、3日分を確保した。 上下水道局においては、平成30年度から令和2年度の3年間で、3日分を確保した。</p>



凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

- 5 必要不可欠な行政機能を確保する
〔起きてはならない最悪の事態〕

5-2 防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺

主な取組内容

令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

5-1-11 自治体等からの受援体制の構築【危機管理室】
大規模災害時の職員の被災や災害対応業務が増大する状況においても行政機能を維持・継続していくため、他の自治体や団体、民間事業者等から支援を要する業務や受入れ場所等の受援内容をあらかじめ定めた「堺市受援計画」を策定します。



○大規模災害時に災害対策本部及び各区対策本部並びに各対策部の受援体制を迅速に構築し、「堺市受援計画」に定める災害発生後の手順に基づき、応援決定及び要請を速やかに実施するための訓練を実施する必要があるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

③福祉関係機関や福祉サービス事業者との連携【健康福祉局】

障害者や高齢者等の避難支援において、特性に応じた支援や配慮すべきことについて、地域住民等への啓発を進めるとともに、平常時においても地域の防災訓練への障害者や高齢者等の参加等による地域とのつながりを推進します。また、平常時から利用者のことをよく理解している福祉関係機関や福祉サービス事業者とも連携をしながら、被害の軽減をめざします。



○避難行動要支援者一覧表を作成し、民生委員児童委員連合会や自治連合会などの地域との連携に努めている。また、「要配慮者」にはどのような支援をすればよいかを考えるために作成した「安心の第一歩～要配慮者・避難行動要支援者の支援に向けて～」の冊子を地域包括支援センターなどに配布するなど、関係機関への要配慮者支援の周知、啓発に努めた。

3-1-7 総合防災訓練の継続的な実施【危機管理室】

組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年1回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。また、災害図上訓練を継続的に実施します。



○「近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練」を令和2年11月5日、災害図上訓練を令和3年1月15日に実施した。

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

主な取組内容

⑥災害ボランティアとの連携【健康福祉局】

災害ボランティアの受入れ・派遣等を行う災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を行うため、社会福祉協議会やボランティア連絡会等と連携し、その体制を構築します。また、社会福祉協議会における災害ボランティアの登録を促進します。



令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

- 堺市社会福祉協議会（以下、「堺市社協」という）の主催で実施されている、堺市社協災害ボランティアセンター協働運営ネットワーク会議及び災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーションへの参加により、堺市社協をはじめ、ボランティア連絡会やNPO法人と日頃から連携を図っている。ただし、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、堺市社協災害ボランティアセンター協働運営ネットワーク会議を中止した。
- 平成30年台風21号被害に対応するために堺市社協が応援ボランティアセンターを設置した経過を踏まえて、継続的に堺市社協及び関係課等との調整会議を行っている。

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

- 5 必要不可欠な行政機能を確保する
〔起きてはならない最悪の事態〕

5 - 3 甚大な被害を受けた南大阪地域の市町村との相互応援体制の麻痺

主な取組内容

令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

① 南大阪地域の市町村との相互応援体制の強化【危機管理室】

南大阪地域の中核的都市として、平常時から泉州地域や南河内地域の市町村との情報交換や相互応援訓練等の実施により相互応援体制の強化を図ります。



○発災時に相互応援協定を円滑に適用できるよう、平時より泉州地域及び南河内地域の自治体と「顔の見える関係」の構築に努めている。

3-1-1（仮称）堺市総合防災センターの整備【消防局、危機管理室】

本市内陸地域の防災拠点として、消防職員や消防団員の災害対応能力を向上するための高度訓練施設機能、自主防災組織や小中学生等の市民の訓練・啓発機能、災害用備蓄倉庫、災害時における緊急消防援助隊等の活動拠点や支援物資の配送拠点機能を備えた（仮称）堺市総合防災センターを整備します。



○令和元年12月まで敷地造成外工事を実施。建築工事実施設計業務及び展示実施設計業務については、平成30年度に完了。
○また、平成30年度は各施設の利活用方法について、具体的な検討を進めた。
○令和元年度は施設を活用した市民への啓発内容、センターの備蓄倉庫への保管方法、消防との役割分担について検討を行った。
○令和2年度から建物工事に着手し、令和3年9月の建物竣工に向け工事を進める。

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

- 6 必要不可欠な情報通信機能を確保する
〔起きてはならない最悪の事態〕

6-1 情報伝達の不備等で避難行動の遅れ等による死傷者の発生

主な取組内容

令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

1-2-6 多様な情報伝達手段の充実【危機管理室、健康福祉局】

災害発生時に必要な情報を市民に広く届けられるよう、テレビやラジオだけでなく緊急速報エリアメールや防災情報メール、防災スピーカー、ホームページ、ツイッター、災害情報FAXなど、多様な情報伝達手段を用いた情報発信を要配慮者の特性も踏まえて充実させます。また、障害者への避難生活支援情報等は、関係機関等と連携し、避難所等への手話通訳者、要約筆記者等の派遣や点字、音声などの手段を用いて適切に障害者に届くように体制を整備します。



○現在、堺市からの災害情報の発信は最大で10種類の手法で実施している。

○災害時に医療機関の被災状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とした厚生労働省の「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」及びこのシステムに連動した大阪府の「大阪府救急・災害医療情報システム」の操作研修に本市職員が参加し、災害時の情報伝達手段の充実を図った。

▶同報系屋外スピーカー整備数
120基（H27）⇒121基（H28）【完了】

① 外国人への支援体制等の整備【文化観光局、危機管理室】

災害時多言語支援センター設置訓練や災害時ボランティア通訳の育成、多言語ラジオ放送での防災情報の提供など、災害時に備えた外国人支援体制を整備します。併せて、外国人市民の防災訓練への参加支援や多言語による防災情報の提供など、外国人市民への啓発事業を行います。また、外国人旅行者への避難情報伝達や帰国支援対策を進めます。



○多言語による防災ハンドブック（7言語）を作成し、関係各所に配架しており、また、名刺サイズの携帯用防災カード（8言語）を刷新し配布している。さらに、多言語によるラジオでの防災情報提供を行う協定をラジオ業者と締結しており、防災情報提供を行うことができる体制を整えている。

▶災害時多言語支援センター設置訓練の実施
1回/年

5-1-9 防災拠点間の情報共有体制の整備【危機管理室】

災害対策本部や区災害対策本部、指定避難所等の防災拠点間における迅速な被害情報収集や正確な相互の情報伝達が円滑に行えるように無線通信施設や防災情報システムの整備及び運用の強化を図ります。



○災害時の対応拠点となる市役所本庁、区役所、各出先機関及び各指定避難所には移動系防災行政無線が整備されており、定期的に拠点間の通信訓練を実施した。

【事前に備えるべき目標】

- 7 安心・安全な避難生活を確保する
〔起きてはならない最悪の事態〕

7 - 1 市民の防災意識の欠如による被害拡大

主な取組内容

①防災知識の普及啓発【危機管理室、区役所、健康福祉局】

防災訓練や出前講座、区域毎の行事など、あらゆる機会を通じて市民に対して災害の知識や日ごろの備え、自主防災活動の必要性、要配慮者への支援等の普及啓発を行います。また、要配慮者やその家族等に対しても、特性に応じた備え等の啓発を行います。

令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

○健康福祉局の主な取組み

日頃から、災害に備えるための心構えや準備を知るとともに、「要配慮者」にはどのような支援をすればよいかを考えるために、「安心の第一歩～要配慮者・避難行動要支援者の支援に向けて～」の冊子を作成し、各区役所や市施設などに配架した。また、かかりつけ医や家族の連絡先などの必要事項や避難時の所持品のリストなどが記載できる「防災カード」を作成し、希望する要配慮者やその家族へ配布するとともに、「安心の第一歩」の冊子と併せて、ホームページでも公開し、要配慮者やその家族に対する備え等の啓発をはじめ、要配慮者への支援に対する啓発を行った。

○危機管理室の主な取組み

水防法改正に伴い、想定最大規模降雨による西除川及び東除川のハザードマップを作成し、各区への配架と対象となる区に広報さかいの折込による配布を行った。

○南区役所の主な取組み

- ・地域の防災リーダー育成のため、防災訓練実施時には消防と共同し訓練指導者を対象にリーダー研修を事前に実施している。
- ・自主防災組織からの要請により防災訓練実施時には訓練参加に対し防災啓発講座を実施している。
- ・要請のあった地域団体や学校等に対し、出前講座を実施している。



3-1-2 自主防災組織の活動促進・支援【区役所、危機管理室】

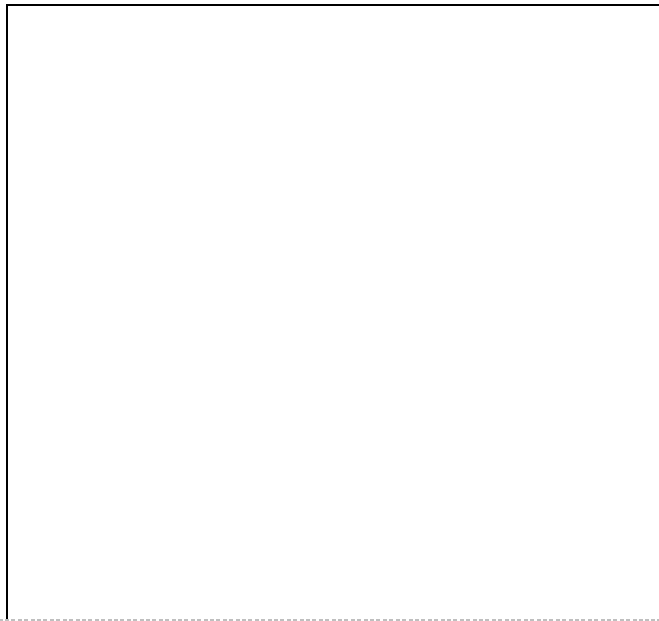
災害時に地域住民が協力して避難、初期消火、救助、避難所運営等ができるよう、自主防災組織等が行う防災訓練の実施支援やリーダーとなる人材の育成など、自主防災活動の促進・支援を行います。

○区役所の主な取組

【西区役所】

- 西区自主防災委員会の事務局として、以下のとおり校区自主防災組織への活動支援を行った。
- ・校区自主防災組織が訓練や避難所運営の際に使用できる資器材の整備を行った。
 - ・H29年度から防災リーダーの育成を目的に、地域の防災担当者を対象に消防と共同で「訓練指導員





主な取組内容

1-1-4 耐震改修のきめ細かな啓発活動と相談の実施

【建築都市局】

多くの人に耐震改修の必要性を理解してもらうため、チラシの配布や区民祭りへの参加などキャンペーン活動を継続して実施するとともに、耐震診断は行ったが改修をまだ実施していない人への戸別訪問やお出かけ相談会の開催など、きめ細かく積極的に耐震改修をコーディネートします。



3-1-1 (仮称) 堺市総合防災センターの整備【消防局、危機管理室】

本市内陸地域の防災拠点として、消防職員や消防団員の災害対応能力を向上するための高度訓練施設機能、自主防災組織や小中学生等の市民の訓練・啓発機能、災害用備蓄倉庫、災害時における緊急消防援助隊等の活動拠点や支援物資の配送拠点機能を備えた(仮称)堺市総合防災センターを整備します



凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

研修」を実施している。(令和2年度は単独開催)
◇危機管理室の主な取組
平成30年度から各校区自主防災組織の地区防災計画策定に向けた取組みを支援する「防災専門家派遣事業」を開始した。
【南区役所】
以下のとおり校区自主防災組織への活動支援を行った。
・地域の防災リーダー育成のため、防災訓練実施時には消防と共同し訓練指導者を対象にリーダー研修を事前に実施している。
・自主防災組織からの要請により防災訓練実施時には訓練参加に対し防災啓発講座を実施している。

令和3年3月末時点の進捗状況(取組内容)

- 令和2年度は以下のとおり啓発を行った。
 - ・出前講座等 1回
 - ・耐震改修啓発パンフレット 全戸配布
 - ・市HPにて広報
 - ・令和元年度に本市制度にて耐震診断を行った方を対象に、耐震改修を促すダイレクトメールを送付

- 令和元年12月まで敷地造成外工事を実施。建築工事実施設計業務及び展示実施設計業務については、平成30年度に完了。
- また、令和元年度は各施設の利活用方法について、具体的な検討を進めた。
- 令和2年度から建物工事に着手し、令和3年9月の建物竣工に向け工事を進める。

【事前に備えるべき目標】

- 7 安心・安全な避難生活を確保する
〔起きてはならない最悪の事態〕

7-2 大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足等

主な取組内容

①帰宅支援体制の構築【危機管理室】

交通機関の途絶により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、情報提供等による円滑な帰宅を支援するため、帰宅支援マップや広域避難地・避難所案内表示板の作成等の対策を検討します。また、市外滞在時に被災した市民が早期に帰宅できるための支援対策を大阪府や大阪市等と連携して進めます。



令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

- 堺市防災情報システムで徒歩による帰宅ルートのご案内を実施するほか、交通機関の運行状況を市HPやツイッター等で発信している。
- 平成30年6月、堺東駅前に建設中のビルを一時収容場所として活用することについて、協定を締結した。

② 企業への帰宅困難従業員対策の啓発【危機管理室】

帰宅できない従業員に対しての自助対策として、発災直後から3日間程度の食糧・飲料水等の備蓄、通信手段の確保、徒歩帰宅経路の事前確認等を推進してもらおうよう啓発に努めます。



- 石油コンビナート特別防災区域内の事業者向けワークショップにおいて、啓発活動を実施した。
- 企業向け啓発チラシの作成を行った。

⑤ 授業中や登下校中の幼児・児童・生徒の安全確保【子ども青少年局、教育委員会】

授業中や登下校中に大規模地震が発生した場合、幼児・児童・生徒が帰宅することが困難な状況に陥ることが想定されます。教職員等が幼児・児童・生徒の安全を確保し、保護者への引き渡しを迅速かつ的確に行うことができる体制を構築します。



- 子ども青少年局の主な取組
本市の指定管理施設の南・北こどもリハビリテーションセンターにおいて、療育中や登降園中に大規模地震が発生した場合に、子どもの安全を確保できるよう、地震災害に関する避難訓練を実施した。
- 教育委員会の主な取組
平成31年3月に大規模地震における学校園臨時休業措置の改訂（震度6弱→震度5強）に対応した、各学校園の「地震・津波対応マニュアル」の見直しが完了し、今後は、マニュアルの内容を毎年確認すること、及び必要に応じて見直しを行うことを指示した。さらに、そのマニュアルをもとに実情等を考慮した防災計画を策定し、防災体制を構築するよう指示した。

【事前に備えるべき目標】

7 安心・安全な避難生活を確保する

〔起きてはならない最悪の事態〕

7-3 劣悪な避難所運営等による災害関連死の発生

主な取組内容

3-1-4 良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室、区役所、健康福祉局】
指定避難所を情報・物資・健康・医療等の地域の支援拠点と位置付け、自助・共助・公助の役割に応じて女性や要配慮者等に配慮した避難所の運営体制や環境整備、在宅避難者・車中泊者等の把握、保健師等の派遣、福祉サービスの提供など、被災者の心身の健康を守り、良好な生活環境を確保した避難所運営体制等を構築します。



令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

○区役所の主な取組

【危機管理室】

災害が発生し、又はそのおそれがある場合に遅滞なく指定避難所等を供与するとともに、指定避難所等に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、「堺市指定避難所の開設および運営にかかる規定」を制定した。

【西区役所】

各校区により自発的に行われる防災活動に関して、実践的かつ継続して地域防災力向上に役立つものとして、地域の「地区防災計画」の作成を支援している。

【美原区役所】

「地域による避難所運営検討支援事業」として、校区単位で指定避難所の運営や防災上の課題などに関するワークショップや訓練を行い、3年を目途に校区独自の避難所運営マニュアル等の作成、見直しを支援している。

2-3-6 マンホールトイレの整備【上下水道局、危機管理室】

被災時のトイレ機能の確保等を目的として、防災拠点（区役所、小学校）にマンホールトイレを整備するとともに、マンホールトイレ下流の下水道管の耐震化を図ります。



○マンホールトイレについて、区役所に30基、市立小学校及び上神谷支援学校あわせて470基を整備済み。

◇堺区役所5基整備について、令和3年度工事着手を目標に工事発注を行った。

●小学校におけるトイレ機能確保率

78.5%（H27）⇒100%（H29）【完了】

① 福祉避難所の指定及び適切な運営【危機管理室、健康福祉局】

障害福祉サービス事業者等と連携して、福祉避難所の指定を進めるとともに、要配慮者の特性に応じた福祉避難所開設・運営マニュアルの整備や開設・運営訓練の実施など、適切な福祉避難所の開設・運営支援を実施します。

●堺市防災対策推進本部幹事会・要配慮者対策専門部会において、福祉避難所の開設や運営に当たっての手順等を示す福祉避難所運営マニュアル（協定施設用及び庁内用の2種）を作成した。

▶福祉避難所指定数

80ヶ所（R1.10.1現在）⇒88ヶ所（R2）

②避難行動要支援者の避難支援体制の整備【健康福祉局、危機管理室、区役所】

民生委員児童委員による避難行動要支援者への訪問調査を推進し、本人の意思及び個人情報の保護に十分に留意しつつ、避難行動要支援者の個々の状況に応じた個別の避難計画の策定を促進するなど、地域支援者等を主体とした共助によるより効果的な避難支援体制づくりを進めます。



○健康福祉局の主な取組み

身体障害者手帳1・2級所持者や要介護認定を受けている高齢者等を対象に、地域の支援者への個人情報の提供についての同意・署名欄を含む避難行動要支援者登録申請書をダイレクトメールで発送し、個人情報利用に対する同意のあった方については登録申請書に基づき、避難行動要支援者一覧表を作成している。

当該一覧表について、地域と行政とで共有し、災害発生時に備え、日常の見守り活動や自主防災活動などの地域の取組みに活用している。

○各区役所の主な取組み

避難行動要支援者リストを作成し、地域・行政で共有しており、災害発生時に備え、避難支援体制の整備の協議を進めた。

6-1-1 外国人への支援体制等の整備【文化観光局、危機管理室】

災害時多言語支援センター設置訓練や災害時ボランティア通訳の育成、多言語ラジオ放送での防災情報の提供など、災害時に備えた外国人支援体制を整備します。併せて、外国人市民の防災訓練への参加支援や多言語による防災情報の提供など、外国人市民への啓発事業を行います。また、外国人旅行者への避難情報伝達や帰国支援対策を進めます。



○多言語による防災ハンドブック（7言語）を作成し、関係各所に配架しており、また、名刺サイズの携帯用防災カード（8言語）を刷新し配布している。さらに、多言語によるラジオでの防災情報提供を行う協定をラジオ業者と締結しており、防災情報提供を行うことができる体制を整えている。

▶災害時多言語支援センター設置訓練の実施
1回/年【完了】

③ 福祉サービス事業所の事業継続計画（BCP）に基づく防災体制整備【健康福祉局、危機管理室】

福祉サービス事業者において、災害が発生した場合でも被害を最小限にとどめ、災害時における利用者の支援と並行して、できるだけ早くサービス提供を再開するため、事業継続計画（BCP）に基づく防災体制整備を促進します。



○地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設に対して指導を行い、水防法に基づく避難確保計画の策定を進めた。

▶水防法に基づく避難計画策定要配慮者施設
0施設（H27）⇒112施設（R1）⇒237施設（R2）

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

- 7 安心・安全な避難生活を確保する
〔起きてはならない最悪の事態〕

7-4 食料・飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止

主な取組内容

2-2-9 送水管、配水幹線管へのあんしん給水栓の維持管理等【上下水道局】

災害時に管路が被害を受け給水機能が停止したときに、その復旧までの間比較的被害を受けにくい大口径管路を利用して、市民に生活用・医療用の緊急用水を供給する施設である、あんしん給水栓について、維持管理を継続的に行います。また、災害時に応急給水活動を円滑に実施するために、給水拠点を整備します。



令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

○給水拠点の整備

災害時に応急給水可能な応急給水拠点を整備するもの。

令和元2年度は以下の給水拠点（基地）を運用する。

- ・晴美台配水場 15池（1か所）
- ・岩室高地配水池（1ヶ所）

○あんしん給水栓の維持管理

堺市内のあんしん給水栓46基（堺市設置12基、大阪広域水道企業団設置34基）の点検を計画的に実施した。点検内容は設備の環境調査のほか、給水口から出る水の残留塩素濃度の確認等を行っている。

令和2年度は18か所（堺市設置6か所、大阪広域水道企業団設置12か所）の点検を実施した。

2-2-11 食糧・飲料水・生活必需品の備蓄【危機管理室、区役所、上下水道局】

食糧・飲料水・生活必需品について、食糧については堺市地震災害想定での避難所生活者数の3食分を目安に、区役所備蓄倉庫、指定避難所等への分散備蓄を進めます。また、備蓄する品目についても要配慮者や女性等に配慮した品目を備蓄します。



○上町断層帯地震での想定避難所生活者139,000人の3食分の食糧の備蓄を目標とし、区役所備蓄倉庫や指定避難所等へ分散備蓄を進め、平成30年度末に目標を達成したが、数値目標が変更となったため、既存の備蓄数では不足していることが判明した。よって、R7に100%を目標とした備蓄品の購入を実施しはじめた。

▶食糧・飲料水の指定避難所分散備蓄率

84%（R1）⇒86%（R2）

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

主な取組内容

2-2-12 食糧・飲料水等の家庭備蓄の重要性の広報【危機管理室、上下水道局】

食糧や飲料水等の家庭等での1週間分備蓄の重要性を市広報紙等を通じて市民に広報し家庭、事業所等における備蓄を促進します。



令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

○広報さかい12月号において、家庭備蓄及びローリングストックについての記事を掲載し、市民に備蓄の重要性を周知した。

○食糧や飲料水等の家庭等での1週間分備蓄の重要性について、より分かりやすく親しみやすくPRするため、堺市上下水道局のマスコットキャラクター「すいちゃん」を用いた広報マンガを作成し、イベントや防災訓練などあらゆる機会に配布した。また、それを市広報誌やホームページ、SNSでも掲載するなど、幅広い年齢層の市民に知っていただくPRをしている。

▶ 区別防災マップによる周知 H29年度全戸配布

① 食料・生活必需品の供給体制の整備【危機管理室★、財政局、会計室、区役所】

食料・生活必需品等の確保が困難となった住民に対して円滑かつ確実に物資を供給するため、大阪府との連携強化や物資配送拠点の確保、物資の調達、集積、配送方法、庁内連携等の供給体制の見直し、改善を進めます。



○堺市緊急対応協力事業者登録制度を活用するため、入札参加資格登録申請期間等で周知した。

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

8 経済活動を機能不全に陥らせない

〔起きてはならない最悪の事態〕

8-1 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

主な取組内容

4-2-2 危険物災害予防対策の推進【消防局】

危険物施設を保有する事業所への立入りや講習会、研修会等の機会を捉え、関係者に対し保安教育を行い、自衛消防組織の充実強化を図り、各種訓練の実施を促進するとともに、消防関係法令の技術基準や規制の遵守を指導します。



令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

○危険物施設の許認可申請時において、消防関係法令の遵守について指導した。また、危険物施設に対して年1回以上の定期査察を行い、危険物施設及び石油コンビナート等災害防止法に基づく防災資機材等の適切な維持管理と保安管理について指導するとともに、管内外の事故の教訓に基づき、安全対策指導を実施した。
そのほか、管内コンビナート地域事業所及び内陸事業所に対して、危険物事故事例共有研修会を開催し、事業所における自主保安体制の整備促進及び官民一体となった事故防止対策の推進を図った。

4-2-3 工場や事業所の自主保安や防災体制の充実【産業振興局、消防局】

コンビナート災害等を防止するため、危険物や高圧ガス等の危険要因を有する工場や事業所の自主保安や防災体制の充実を促進します。



○石油コンビナート等災害防止法に規定される特定事業所等に対して立入検査を行うとともに、施設の耐震性強化など地震対策の推進を促した。
また、関係機関及び事業所と連携しながら、大阪府石油コンビナート等防災計画に示されている防災・減災対策を推進している。
そのほか、管内コンビナート地域事業所及び内陸事業所に対して、危険物事故事例共有研修会を開催し、事業所における自主保安体制の整備促進及び官民一体となった事故防止対策の推進を図った。

1-2-7 多くの人が利用する建築物等の耐震化の促進【建築都市局】

救急告示病院や地域の防災活動拠点施設、緊急交通路沿道建築物、幼稚園等の避難困難者利用建築物、危険物取扱建築物等の多くの人が利用する建築物等について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。また、津波避難路沿道等の建築物への耐震化促進施策を検討します。



○耐震改修を行う所有者に費用の一部を補助することにより、耐震改修工事を促進した。
▶多数の人が利用する建築物等の耐震化率 92.7% (R2)

【事前に備えるべき目標】

- 8 経済活動を機能不全に陥らせない
〔起きてはならない最悪の事態〕

8-2 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

主な取組内容

令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

①堺商工会議所や農林漁業関係団体等との協力体制の確立【産業振興局】

堺商工会議所や農林漁業関係団体との平常時からの協力体制の確立に努め、災害時には、災害により被害を受けた中小企業や農林漁業者の再建を促進するため、災害融資制度の周知や融資相談窓口の開設及び、事業費の融資が迅速かつ円滑に実施できる体制を整備します。



○平常時より、堺商工会議所や農林漁業関係団体と、不測の要因により甚大な被害を受けた場合の協力体制の確立に努める。また、そういった被害の際は商工業者を対象に、迅速に融資を実行できるよう「堺市経営安定特別資金融資」を制度化しており、各取扱い金融機関とも契約している。

2-1-1 緊急交通路等の橋りょう耐震強化事業の推進【建設局】

緊急交通路等に関する重要橋りょう 150 橋について、耐震化を推進します。



○令和2年度末までに重要橋りょう 150 橋のうち 146 橋の耐震化が完了し、耐震化率は 97%となった。

▶150 橋耐震化率
71% (H27) ⇒ 97% (R2) ⇒ 100% (R4)

2-1-2 緊急交通路のマンホール浮上防止対策等の実施【上下水道局】

地盤の液状化に伴うマンホールの浮き上がりや管渠の損傷に伴う道路陥没による交通障害を防ぐため、マンホールの浮上防止対策や管渠の耐震補強を実施します。



○地盤の液状化に伴うマンホールの浮き上がりや管渠の損傷に伴う道路陥没による交通障害を防ぐため、マンホールの浮上防止対策や管渠の耐震補強を実施している。

◇重要な管きょにおけるマンホール浮上防止を含む構造の耐震化について、次期耐震化計画に向けた検討を開始します。

2-1-3 都市計画道路の整備【建設局、建築都市局】

都市計画道路は、人や物資を円滑に移動させる交通機能、避難・救援等に資する都市防災機能等の空間機能、都市構造の形成や、街区を形成する市街地形成機能等を有しています。これらの機能を有効に発揮するため、ミッシングリンクを解消し、道路ネットワークの形成を推進します。また、災害時における、迅速な救助や救援活動を実施するための緊急交通路としての機能や、地震による火災が発生した場合に延焼の拡大を抑制する延焼遮断帯としての機能を確保するため、都市計画道路の整備を推進します。



○都市計画道路は、堺市域内で 90 路線、約 271 km が都市計画決定されている。そのうち令和元年度末現在で約 75.2%にあたる約 204 kmを既に整備した。

【事前に備えるべき目標】

- 9 地域社会・経済を迅速に再建・回復する
〔起きてはならない最悪の事態〕

9-1 応急住宅対策の遅れによる避難所生活の長期化

主な取組内容

令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

①被災建築物・宅地危険度判定士の養成・登録【建築都市局】

大阪府が主催する危険度判定講習会の受講を広く呼び掛け、被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録を推進します。また、本市職員に判定コーディネーター等判定士を束ねる資格取得を推進し、実施訓練を行います。



○令和3年3月現在、被災建築物応急危険度判定士資格者は181名、判定コーディネーター資格者は80名、被災宅地危険度判定士資格者は23名となっており、今後も養成・登録を推進していく。

③応急仮設住宅の建設候補地の選定【建築都市局】

堺市が管理する一定規模以上の公園や運動場等で大きな造成を行うことなく仮設住宅の建設が可能な土地を選定し、当該土地に建設可能な戸数をあらかじめ推計することにより、災害時の応急仮設住宅建設計画の迅速な策定を行います。



○平成30年度以前に仮設住宅の建設が可能な候補地を選定し、建設可能な戸数を推計した。今後は、随時選定候補地について、状況把握に努める。

④住宅の確保と供給【建築都市局】

倒壊や焼失等により、住宅を失った市民に対して、公営住宅、民間の住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家を活用した住宅の供給が実施できるように、あらかじめ民間業者や、住宅供給公社・都市再生機構等との協力体制を確立します。



○災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定等に基づき、民間業者や住宅供給公社・都市再生機構等と空き家を活用した住宅の供給に関する協力体制の確立に向けて検討を進めた。
○関係団体と定期的に会議を行い、災害に備えて被災時の対応を想定した防災訓練を実施するなど協力体制の強化を図っている。

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

- 9 地域社会・経済を迅速に再建・回復する
〔起きてはならない最悪の事態〕

9-2 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延

主な取組内容

令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

①復興本部の設置や復興計画の策定等に係る体制や手順の確立【危機管理室】
被災者の生活再建支援や安全性に配慮した地域振興等のための復興・再建を速やかに行うため、復興本部の設置や復興の基本方針、復興計画の策定に係る体制や手順の確立を進めます。



○堺市地域防災計画に基づく復興本部の設置について、他の被災自治体の事例を参考に、具体的な設置基準や手続きについて検討を進めた。

②迅速かつ円滑な都市復興に向けた事前準備（都市復興行動マニュアルの検討）【建築都市局】
大規模地震による被害が発生した場合には、二次的な被害の発生を抑えるとともに、応急復旧・復興を迅速かつ円滑に進めるため、都市復興に向けた事前準備の取組を進めます。



○大阪府都市計画協会が実施した「事前復興ワーキンググループ」に職員を派遣し、復興実務への理解を深めた。
○また、関係職員を対象に机上訓練を実施し、都市復興行動マニュアルについての周知・習熟を図った。

④相談窓口等の体制整備【市長公室、区役所】
迅速に市民の生活再建が図られるように、生活相談や各種問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、弁護士、行政書士等の専門家による相談など、相談窓口の体制を整備します。



○区災害対応マニュアルにおいて、区災害対策本部内に設ける救護班が生活相談窓口を設置運営することを規定している区では、生活相談や各種問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、相談窓口の体制を整備している。

9-1-2 被災証明書発行のための被害状況把握と調査体制の迅速な整備【財政局】
災害対策本部や区災害対策本部等が収集する被害情報を取得し被害状況を把握するとともに、内閣府（防災担当）が示す「災害に係る住家の被害認定基準」等を基に大阪府等が行う被災証明を発行するための研修に積極的に参加し、災害調査において核となる人材育成を行います。



○災害発生時に支援協力の協定を結んでいる大阪土地家屋調査士会の堺支部に対して、令和元年11月21日に被災証明書発行のための家屋被害認定業務についての研修を行い、知識の伝達・共有を図った。

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

- 9 地域社会・経済を迅速に再建・回復する
〔起きてはならない最悪の事態〕

9-3 長期間にわたり学校等が再開されない事態

主な取組内容

1-2-7 多くの人が利用する建築物等の耐震化の促進
【建築都市局】
救急告示病院や地域の防災活動拠点施設、緊急交通路沿道建築物、幼稚園等の避難困難者利用建築物、危険物取扱建築物等の多くの人が利用する建築物等について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。また、津波避難路沿道等の建築物への耐震化促進施策を検討します。



令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

○耐震改修を行う所有者に費用の一部を補助することにより、耐震改修工事を促進した。
▶多数の人が利用する建築物等の耐震化率
92.7% (R2)

3-1-4 良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室、区役所、健康福祉局】
指定避難所を情報・物資・健康・医療等の地域の支援拠点と位置付け、自助・共助・公助の役割に応じて女性や要配慮者等に配慮した避難所の運営体制や環境整備、在宅避難者・車中泊者等の把握、保健師等の派遣、福祉サービスの提供など、被災者の心身の健康を守り、良好な生活環境を確保した避難所運営体制を構築します。



○区役所の主な取組
【危機管理室】
災害が発生し、又はそのおそれがある場合に遅滞なく指定避難所等を供与するとともに、指定避難所等に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、「堺市指定避難所の開設および運営にかかる規定」を制定した。
【西区役所】
各校区により自発的に行われる防災活動に関して、実践的かつ継続して地域防災力向上に役立つものとして、地域の「地区防災計画」の作成を支援している。
【美原区役所】
「地域による避難所運営検討支援事業」として、校区単位で指定避難所の運営や防災上の課題などに関するワークショップや訓練を行い、3年を目途に校区独自の避難所運営マニュアル等の作成、見直しを支援している。

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了

【事前に備えるべき目標】

9 地域社会・経済を迅速に再建・回復する
〔起きてはならない最悪の事態〕

9-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる

主な取組内容

令和3年3月末時点の進捗状況（取組内容）

①災害廃棄物処理体制の構築【環境局】

災害廃棄物発生量（推計）や仮置場の設置、関係者との連携方法等を定めた災害廃棄物処理計画を策定します。



- 平成29年3月に堺市災害廃棄物処理計画を策定した。
- ◇令和3年3月に堺市災害廃棄物処理計画を改定した。

②災害廃棄物の仮置場の確保【環境局、危機管理室】

災害廃棄物の仮置場について、公有地のオープンスペースを中心に候補地の選定及び確保を推進します。



- 堺市災害廃棄物処理計画の策定と併せて、公有地のオープンスペースを中心に仮置場候補地をリストアップしている。

5-2-4 災害がれきの広域的な相互支援体制確立【環境局】

災害により大量に発生した災害がれきを円滑に処理するため、府や近隣自治体と連携して、広域的な相互支援体制を構築します。



- 以下のとおり協定を締結している。
 - ・堺・泉州ブロックの自治体等でごみ処理に係る相互支援協定を締結（H25.3）
 - ・大阪府産業廃棄物協会と災害廃棄物の処理等に係る支援協定を締結（H30.4）
 - ・堺リサイクル事業協同組合と災害廃棄物のリサイクル処理に係る支援協定を締結（R1.7）
 - ・大栄環境株式会社と災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結（R2.6）

2-3-7 ごみ・し尿の広域的な相互支援体制確立【環境局】

災害時のごみ・し尿の収集処理体制を事業者等と連携して整備するとともに、広域的な相互支援体制を確立します。



- 以下のとおり協定を締結している。
 - ・堺一般廃棄物処理事業協同組合と災害時のごみ収集に係る支援協定を締結（H24.9）
 - ・堺・泉州ブロックの自治体等でごみ処理に係る相互支援協定を締結（H25.3）
 - ・大阪市、八尾市、松原市と災害時のし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援協定を締結（H31.3）
 - ・堺市委託環境事業同組合と災害時のごみ収集に係る支援協定を締結（R2.3）
 - ・堺市環境事業協同組合と災害時のし尿収集に係る支援協定を締結（R2.3）

凡例 ○：継続 ◇：追加 ●：完了